

功 勞 金 支 給 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）役員の報酬等に関する規程第12条により、多年に亘り理事長を務めた者に功労金を支給できるものとし、その支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の条件)

第2条 功労金の支給にあたっては、次の(1)～(4)のすべてに該当すること。

- (1) 理事長の在職期間が3期以上の者
- (2) 顕著な業務功績を遺した者
- (3) 理事会の承認を得た者
- (4) 功労金の支給については公表する

(支給の額)

第3条 功労金の支給額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 3期 | 3,000,000円 |
| (2) 4期 | 5,000,000円 |
| (3) 5期以上 | 8,000,000円 |